

私たちの生活に欠かすことができない「水」

6月1日～7日は水道週間です。大切な資源「水」を守るためご協力をお願いします。
第67回水道週間スローガン「**透き通る 誇れる水に 感謝する**」

水道の利用にあたって

●こういった場合は手続きが必要!!

Q水道の使用を開始したい

A「水道開栓届」をご提出ください

Q使用中の水道を止めたい

A「水道閉栓届」をご提出ください

水道開栓・閉栓の届出は多古町役場
LINE 支所でできますので、友だち登
録してください

Q名義が亡くなった方のままだまっている

A「水道加入者名義等変更届」を提出して名義を変更し
てください



町LINE公式
アカウントは
こちら

納付忘れ防止に

便利な「口座振替」をご利用ください。以下の取扱金
融機関窓口にてお手続きができます。

取扱金融機関：千葉銀行・京葉銀行・佐原信用金庫・
ゆうちょ銀行(郵便局)の各本支店・かとり農業協同組
合(多古支店のみ)

水道料金を滞納すると

水道料金を期限内に納付できないときはご相談くだ
さい。

相談なく滞納されますと、給水を停止する場合があ
ります。

多古町水道施設・管路の更新を行います

今後も安全・安心な水を皆さんに送るため、令和4
年度に策定した更新計画に基づき、古くなった水道施
設の設備や配水管の更新を順次行っています。

令和6年度は、多古浄水場から船越・牛尾地区に
直接配水できるよう工事をを行い、東條浄水場を休止し
たことで施設維持費を削減し
ました。令和7年度は久賀浄
水場系の取水井の設備更新や
今まで漏水事故の多かった御
料地、高津原地区の老朽管更
新などを行います。



現在の久賀浄水場

有機フッ素化合物 (PFOS・PFOA) の水質検査を行っています

多古町水道事業では、令和3年度から1年に1
回上水道の水質検査を行っています。暫定目標値
(50ng/L以下)を下回っており、なおかつ限界測定
値未満(5ng/L未満)であることを確認しています。
なお、自宅井戸の水質検査は、水道法に基づく大臣登
録水質検査機関や建築物衛生法に基づく登録水質検査
機関で受けることができます。



詳しくはこちら

sui 多古水の販売店募集中!



多古町のナチュラルミネラルウォーター「お米の町の天然水 多古水」が好評発売中です。
販路を拡大し町をPRしていくため、さらに販売店を募集しています。
詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

販売場所(店舗)

町内●道の駅多古あじさい館、白石菓子舗、たこらほ(多古町魅力発信交流館)、
セブン-イレブン多古十余三店、セイミヤ多古店、TACO GLAMP

町外●成田空港温泉「空の湯」、道の駅いちかわ、NEW DAYS 成田、航空科学博物館
成田空港●Fa-So-La KAGURA(第3ターミナル2階)

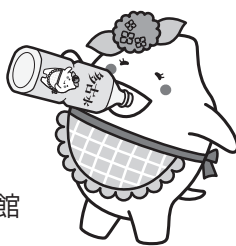
※自動販売機でも販売しています。詳しくはホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

お問合せ●生活環境課水道管理係 ☎76-5406

生産本数が
22万本を
突破!



大阪・関西万博で活動発表

令和5年度から多古高校生物部が「学生チャレンジ事業」として、企業、大学、町との産学官連携で
取り組んできたプロジェクトの展示・発表を、現在開催中の大阪・関西万博の「TEAM EXPO パビリオン」
で行います。

この事業では、多古高校生物部が農業課題解決に向けて企業と協力し、「昆虫のチカラ」をキーワード
に総合的・複合的にSDGsを学んできました。これまでの食品残さ(生産過程で出た野菜くずなど)を
餌にしたコオロギ養殖や美容品開発、町内事業者との連携によるコオロギパウダー
使用の和菓子づくりなど、未来を担う学生たちが企業と共同で取り組んできた成果
を世界に向けて発信します。

今後も多古高校の取り組みを応援ください。

発表日時●6月7日(土) 午後3時30分～4時(予定)

会場●フューチャーライフゾーン「TEAM EXPO パビリオン」

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎76-5404



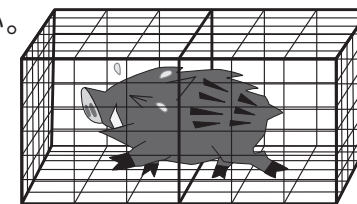
プロジェクトの
内容はこちらから



県によるイノシシ捕獲実施のお知らせ

千葉県では、6月から11月にかけて、農作物に被害をもたらすイノシシの捕獲を実施します。

捕獲は、わな猟により実施しますので、近づかないようご注意ください。
※わなの周辺には注意看板を設置します。安全な捕獲に努めますので、
皆さまのご理解とご協力をお願いします。



お問合せ●千葉県自然保護課鳥獣対策班 ☎043-223-2058

さつまいもを栽培される皆さまへ

千葉県では、植物防疫法に基づき令和6年3月に「千葉県総合防除計画」を策定しました。近年全国的に問題になって
いる「サツマイモ基腐病」のまん延を防止
するために、家庭菜園を含むすべての栽
培者の方に6つのルールを守っていただ
くよう、ご協力をお願いします。



サツマイモ基腐病のまん延を防ぐための6つのルール!

- ①本病発生は場から種いもを採取しない。
- ②無病種いもや、由来のわかる健全な苗を使用する。
- ③県などが実施するまん延防止のための調査に協力する。
- ④本病が発生または本病と疑われる症状を確認した場合には県や
関係機関に直ちに連絡する。
- ⑤本病の発生が確認された場合、関係機関の指導のもと発病株を適切に処分する。
- ⑥本病発生は場では原則として2年以上、さつまいも以外の作物を栽培するか休耕する。



千葉県
ホームページ

お問合せ●多古町産業経済課農業振興係 ☎76-5404

千葉県農林水産部環境農業推進課肥料・農薬班 ☎043-223-2888